

追加接種(3回目)新型コロナワクチンロス対策基本方針

令和3年12月15日

令和3年6月1日付け新型コロナワクチンロス対策基本方針を策定しましたが、追加接種(3回目接種)の枠組みを踏まえて、対象者の要件を18歳以上の方で、原則、追加接種の接種券をお持ちの方に見直します。ただし、追加接種の接種券を所持していない方のうち、接種後に届く接種券を必ず、追加接種の会場に持参できる方も含めます。

1. 新型コロナワクチンロス対策基本方針について

箕面市が設置する新型コロナワクチン接種会場において、ワクチンロスが生じた場合は、あらかじめ下記名簿を用意し、キャンセルが発生した場合に、市が名簿登録者に連絡して接種会場にお越しいただきます。

I. 用意する名簿

市民キャンセル待ち名簿と市役所職員等待機者名簿を作成します。

(1) 市民キャンセル待ち名簿

① 名簿登録の要件(次の要件をすべて満たす人)

A) 新型コロナワクチン予防接種の接種対象年齢の方(18歳以上の方)

B) 追加接種の接種券を既に所持し、ワクチンロス対応の接種にご協力いただける方

C) 追加接種の接種券を所持していない方のうち、接種後に届く接種券を必ず、追加接種の会場に持参できる方

D) キャンセルが出なかった場合は、接種できない場合があることに同意できる方

E) キャンセル待ち登録時点で、接種予約ができていない方

② 有効期間

名簿登録の日から2ヶ月間

③ 受付

新型コロナワクチン接種コールセンター予約専用ダイヤルで受付(072-727-6861)

(2) 市役所職員等待機者名簿

① 名簿登録の要件

A) ワクチンロス対応の接種へ協力意向のある市役所職員等(18歳以上の方)

B) 追加接種の接種券を既に所持し、ワクチンロス対応の接種にご協力いただける方

C) 追加接種の接種券を所持していない方のうち、接種後に届く接種券を必ず、追加接種の会場に持参できる方

② 有効期間

本人の接種が完了する日まで

2. キャンセルが発生した場合の連絡の順番について

集団接種会場・個別医療機関会場別に連絡する順番を定めました。

I. 集団接種会場

- (1) 各会場に従事する医療従事者等
- (2) 被接種者の付き添い者
- (3) 市民キャンセル待ち名簿登録者
- (4) 院外処方対応の薬局職員
- (5) 市役所職員等待機者(エッセンシャルワーカー職場を優先)
 - ① 消防職員
 - ② 保育所・幼稚園・小中学校教職員
 - ③ 環境クリーンセンター職員
 - ④ ①②③以外の職員(各職員は年齢の降順を基本とする)

II. 個別医療機関会場

- (1) 当該接種医療機関の職員
- (2) 当該接種医療機関のキャンセル待ち名簿登録者
- (3) 被接種者の付き添い者
- (4) 院外処方対応の薬局職員
- (5) 当該接種医療機関のかかりつけ患者
- (6) 当該接種医療機関の翌々日以降の予約済み者
- (7) 市民キャンセル待ち名簿登録者
- (8) 市役所職員等待機者(エッセンシャルワーカー職場を優先)
 - ① 消防職員
 - ② 保育所・幼稚園・小中学校教職員
 - ③ 環境クリーンセンター職員
 - ④ ①②③以外の職員(各職員は年齢の降順を基本とする)

※個別医療機関会場においては、(1)から(6)の連絡は、個別医療機関が実施します。